

2022年3月9日

株 主 各 位

札幌市北区北8条西3丁目32番
JIG-SAW株式会社
代表取締役 山川真考

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月30日（水曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区北5条西2丁目5番地
J Rタワーホテル日航札幌 36階スカイバンケットルーム「たいよう」 |
| 3. 会議の目的事項
＜報告事項＞ | |
| 第 1 号 | 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書
類監査結果報告の件 |
| 第 2 号 | 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報
告の件 |
| ＜決議事項＞ | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（2） |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（3） |
| 第4号議案 | 監査等委員でない取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

※新型コロナウイルス感染症防止への対応に関するお知らせ

- ・株主総会会場にご来場になる株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をご確認のうえ、感染防止に配慮いただくようお願いいたします。
- ・会場内は座席間隔をとった配置とさせていただきますが、ご来場の場合には、マスクの着用をお願いいたします。
- ・受付及び会場入口にアルコール消毒液を設置いたします。

- ・役員及び運営スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

~~~~~  
(お願い)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
2. 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.jig-saw.com/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jig-saw.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

第21期（自 2021年1月1日）  
（至 2021年12月31日）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### 全般的概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、世界的パンデミックを契機としたデジタル化の進展によって「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の一体化」が加速し、新たな価値の創出につながるSociety 5.0実現へと向かっています（出典：総務省「令和3年版 情報通信白書」）。

このような環境のなかで当社グループは、保有する基盤コア技術を応用したビジネスデザイン、すなわち、クラウドマネージ、IoT、IIoT分野に加え「生物・細胞」がインターネットとつながるIoE（Everything）、そして人間の能力を拡張させるIoA（Abilities）分野におけるビジネスデザイン・プロジェクトを、国内だけではなくグローバルにおいても着実に進めております。

当社のクラウド・IoT分野全体を包括するデータコントロール事業の売上は、安定した完全ストック型ビジネス（サブスクリプションモデル及びリカーリングモデル）の継続課金売上と一時的なスポット売上で構成されております。当連結会計年度においても、引き続き月額課金案件の受注獲得を推し進め、前年同期と比較して月額課金売上は507,416千円純増しました。これにより、上場以来28四半期連続で過去最高の月額課金売上のプラス成長となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けることなく極めて堅調に推移しております。なお、現在も積極的に先行投資を継続して実施していますが、当連結会計年度における営業利益の増減率は+55.7%、経常利益の増減率は+7.5%となり、前連結会計年度における営業利益の増減率△0.4%、経常利益の増減率△26.5%を大幅に上回りました。

IoT分野では、IoTエンジン「NEQT0」をベースに、あらゆる事業者のエンタープライズレベルのIoTソリューションに大きく寄与するスピーディーかつシンプルなソフトウェアサービスを展開しています。量産ハードウェア向け超極小IoT組み込みソフトウェアの「NEQT0-m」の提供を開始し、米国本土でのIoT基盤設置を完了することで米国顧客へのサービス価値を大幅に高めており、更なる深耕のための取り組みを

継続しております。さらに、今後飛躍的に増加していくIoTデータコントロール・クラウドマネージドサービスへの要望に応えるため、国内外トリプル拠点に加え、大型の新コントロールセンター（SCC N44）開設によるサービス体制を強化しました。また、視覚再生プロジェクト「NEW-VISION」においては米国及び日本などで特許を取得し、自動操縦標準機開発プロジェクトにおいては施工現場への実証実験を実施するなど、各プロジェクトを実用化に向けて着実に推進しております。引き続き今後の高い事業成長を実現すべく、将来に向けた先行投資である研究開発費・販売促進費・人件費・グローバル展開のための先行投資を前年同期と比較し約284,000千円大幅に増加させております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,751,120千円（前連結会計年度比25.5%増）、営業利益488,374千円（前連結会計年度比55.7%増）、経常利益488,230千円（前連結会計年度比7.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益336,335千円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。

なお、当社グループはデータコントロール事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は125,720千円であり、その主な内容は、事業拡大に伴う建物及び工具器具備品の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、IoT市場において中長期的な成長による企業価値の最大化を図るため、以下の点に力を入れてまいります。

① 中長期的な成長に向けた先行投資

当社グループのサービスは全産業向けに提供可能であり、世の中に存在するあらゆるモノの双方向制御が可能となりました。当社グループは、飛躍的に拡大増強・多様化していくIoT市場において、中長期的な高い事業成長を実現すべく、強固な事業利益をベースにした先行投資を継続してまいります。

② グローバルマーケットでのビジネス展開

当社データコントロール事業は日本のみならず、北米を中心とするグローバル市場をターゲットにしたIoTサービス及びシステムマネジメントを軸に、導入企業の大規模なコストダウンやIoT化に寄与するサービス提供に努めてまいります。JIG-SAWが独自に保有するコア技術や各種テクノロジーの研究開発をより一層加速させ、グローバル市場において高収益なIoTライセンス事業を展開してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第18期<br>2018年12月期 | 第19期<br>2019年12月期 | 第20期<br>2020年12月期 | 第21期<br>2021年12月期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高(千円)             | 1,446,666         | 1,797,801         | 2,192,768         | 2,751,120                      |
| 経常利益(千円)            | 534,999           | 617,714           | 454,152           | 488,230                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 315,578           | 446,110           | 326,732           | 336,335                        |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 48.06             | 68.00             | 49.70             | 50.90                          |
| 総資産(千円)             | 2,190,174         | 2,200,215         | 2,175,930         | 2,640,558                      |
| 純資産(千円)             | 1,649,148         | 1,446,567         | 1,583,075         | 1,967,528                      |
| 1株当たり純資産額(円)        | 250.69            | 220.77            | 240.06            | 295.42                         |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第18期<br>2018年12月期 | 第19期<br>2019年12月期 | 第20期<br>2020年12月期 | 第21期<br>2021年12月期<br>(当事業年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 1,435,131         | 1,797,801         | 2,192,768         | 2,751,110                    |
| 経 常 利 益 (千円)   | 519,996           | 605,358           | 423,912           | 465,181                      |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 300,871           | 434,040           | 302,275           | 317,146                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 45.82             | 66.16             | 45.98             | 47.99                        |
| 総 資 産 (千円)     | 2,182,991         | 2,231,024         | 2,154,043         | 2,560,776                    |
| 純 資 産 (千円)     | 1,646,140         | 1,432,036         | 1,553,608         | 1,895,602                    |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 250.23            | 218.55            | 235.60            | 284.56                       |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金         | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                                                                                       |
|------------------|-------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Mobicomm株式会社     | 37,500千円    | 100%     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体、IoTデバイスへのアルゴリズム組み込み</li> <li>・通信制御</li> <li>・通信モジュール開発</li> </ul> |
| JIG-SAW US, INC. | 1,000千米ドル   | 100%     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全産業向けグローバルIoTサービスの提供</li> </ul>                                       |
| JIG-SAW CA, INC. | 1,000千カナダドル | 100%     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムマネジメント</li> </ul>                                                 |

(11) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

| 事業セグメント     | 主 要 サ ー ビ ス                                                                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| データコントロール事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムマネジメント (各種クラウド、サーバ、各種機器向け)</li> <li>・IoTデバイス&amp;ライセンスマネジメント</li> <li>・IoTデータコントロールサービス</li> </ul> |

(12) 主要な事業拠点 (2021年12月31日現在)

① 当社

本社 東京都千代田区  
丸の内オフィス 東京都千代田区  
本店 北海道札幌市

② 子会社

Mobicomm株式会社 東京都千代田区  
JIG-SAW US, INC. 米国 カリフォルニア州  
JIG-SAW CA, INC. カナダ オンタリオ州

(13) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 166名 | 8名増    |

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数を含みません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 160名 | 10名増   | 31.5歳 | 3.2年   |

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数を含みません。

(14) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

| 借入先       | 借入残高(千円) |
|-----------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 165,000  |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 25,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,622,304株  
(自己株式128,696株を除く。)

(3) 当事業年度末株主数 6,792名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                               | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------|------------|--------|
| UNION BANCAIRE PRIVEE                               | 1,098,000株 | 16.58% |
| 山川 真考                                               | 925,000株   | 13.97% |
| DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A/C<br>CLIENTS (TREATY) | 451,000株   | 6.81%  |
| 斉藤 誠                                                | 347,500株   | 5.25%  |
| DAIWA CM SINGAPORE LTD (TRUST A/C)                  | 161,800株   | 2.44%  |
| CBHK S/A PBG CLIENTS SG                             | 130,400株   | 1.97%  |
| NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER<br>SEGREGATED A/C | 124,900株   | 1.89%  |
| 松井証券株式会社                                            | 102,700株   | 1.55%  |
| 斉藤 享子                                               | 96,000株    | 1.45%  |
| GMOクリック証券株式会社                                       | 86,200株    | 1.30%  |

(注) 当社は、自己株式128,696株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が有する新株予約権の状況（2021年12月31日現在）

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                  | 2014年3月28日定時株主総会決議及び<br>2014年4月23日取締役会決議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 発行日                    | 2014年4月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 役員保有状況                 | 93個（4名）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| うち取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 92個（3名）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| うち社外取締役（監査等委員を除く）      | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| うち取締役（監査等委員）           | 1個（1名）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式93,000株（新株予約権1個当たり1,000株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額         | 250円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使期間             | 自 2016年4月25日<br>至 2024年3月28日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使の条件            | <p>①新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項         | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

（注）2014年5月20日付で普通株式1株につき100株の割合で、2015年2月13日付で普通株式1株につき5株の割合で、2016年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加し、かつ行使価額を変更しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当事業年度に、会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

|                     | 第7回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日               | 2021年8月20日取締役会決議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 付与対象者の区分及び人数        | 当社使用人 16名<br>当社子会社取締役及び使用人 3名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の数             | 118個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式11,800株(新株予約権1個当たり100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の発行価額          | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使時の払込金額      | 1円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使期間          | 自 2024年9月10日<br>至 2026年9月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の主な行使条件        | <p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。</p> <p>②新株予約権者は、上記表の「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下に定める場合には、以下に定める期間内に限り本新株予約権を行使することができるものとする。<br/>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑤新株予約権者が上記表の「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日の前日までに、当社又は当社の子会社のいずれかの会社における人事考課を踏まえた当社の代表取締役の判断に基づき、当社が定める個数の本新株予約権の行使を認めない旨の通知を当社より受領した場合には、当該本新株予約権を行使することができないものとする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項      | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年12月31日現在）

| 会社における地位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                             |
|------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 山 川 真 考 |                                                                                                                          |
| 取 締 役      | 鈴 木 博 道 | コーポレート担当                                                                                                                 |
| 取 締 役      | 志 賀 太 生 | データコントロール・研究開発担当                                                                                                         |
| 取締役(監査等委員) | 茂 呂 眞   | 協立情報通信(株) 社外監査役                                                                                                          |
| 取締役(監査等委員) | 山 本 明 彦 | 山本コンサルティングオフィス 代表<br>サツドラホールディングス(株) 社外取締役<br>監査等委員                                                                      |
| 取締役(監査等委員) | 美 澤 臣 一 | コ・クリエーションパートナーズ(株)<br>代表取締役<br>(株)フロンティアインターナショナル 社外<br>監査役<br>(株)ザップラス 社外取締役<br>(株)ワンキャリア 社外監査役<br>Kudan(株) 社外取締役 監査等委員 |

- (注) 1. 取締役茂呂眞氏、山本明彦氏及び美澤臣一氏の3名は、社外取締役であります。
2. 監査等委員茂呂眞氏は、過去に上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員山本明彦氏は、様々な業界での職務経験と他の会社における経営経験、又は監査役として豊富な経験を有しております。
4. 監査等委員美澤臣一氏は、過去に上場会社のCFO経験を有しており、財務及び会計の知見及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。
5. 日常的な情報収集、社内的重要会議への出席、内部監査部門との連携を密にしておくことで、監査・監督機能をより強化するため茂呂眞氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)茂呂眞氏、山本明彦氏及び美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社と協立情報通信(株)の間には特別の関係はありません。
8. 当社と山本コンサルティングオフィス、サツドラホールディングス(株)の間には特別の関係はありません。
9. 当社とコ・クリエーションパートナーズ(株)、(株)フロンティアインターナショナル、(株)ザップラス、(株)ワンキャリア、Kudan(株)の間には特別の関係はありません。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨定款に定めております。

なお、現在責任限定契約を締結している取締役はおりません。

(3) 補償契約の内容の概要  
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主や第三者などから損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。被保険者である当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定し、被保険者による故意の法令違反行為などに起因する損害等は、補填の対象外としております。

保険料は全額当社負担とし、被保険者の範囲は当社取締役及び子会社の取締役であります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法と概要

当社は、2021年1月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等（以下、「報酬等」といいます）の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます）を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりです。

a. 基本方針の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う監査等委員以外の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は固定報酬とし、株主総会で決議された総額の限度内において、当社の業績を勘案した上で各取締役の職務・職責・成果などの評価に基づき、取締役会において決定することとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、固定報酬とし、株主総会で決議された総額の限度内に

において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

なお、2016年3月29日開催の第15期定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬等の額は年額30百万円以内となっております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

#### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

現在、業績連動報酬等は支給していませんが、適宜、環境の変化に応じて取締役会において見直しを行うこととしております。

非金銭報酬等につき、当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、中長期的な経常利益等の業績目標を明確にし、業績目標の達成による中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを与えるとともに、株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的として、業績目標の達成を条件とする、当社保有の自己株式の活用を前提とした業績条件付株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しております。

なお、2019年3月26日開催の第18期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）について、上記基本報酬とは別枠で、業績条件付株式報酬として、年額30百万円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

#### d. 報酬等の割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において決定することとしております。

#### ② 当該事業年度に係る報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬等の内容の決定にあたっては、過年度の報酬等とも比較して当社の業績や個人の職務・職責・成果などの評価を踏まえており、また、透明性・客観性の観点から独立社外取締役のみで構成される監査等委員会においても、決定方針との整合性を含み慎重に審議を行っているため、取締役会として、上記①の決定方針

に沿うものであると判断しております。

③ 報酬等の決定に係る委任に関する事項

報酬等は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会において決定することとしております。

④ 取締役の報酬等の総額等

(金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

| 役員区分                  | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------|----------------|----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                       |                | 固定報酬           | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬<br>等 |                       |
| 監査等委員でない取締役(社外取締役を除く) | 57,000         | 57,000         | —           | —          | 3                     |
| 監査等委員(社外取締<br>役を除く。)  | —              | —              | —           | —          | —                     |
| 監査等委員でない社外<br>取締役     | —              | —              | —           | —          | —                     |
| 監査等委員である社外<br>取締役     | 28,800         | 28,800         | —           | —          | 3                     |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、(1) 取締役の氏名等に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名   | 地位               | 主な活動状況                                                                                                                                                              |
|------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茂呂 眞 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 戦略的投資や事業開発等の経験及び財務会計に関する高い識見に基づき当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議長として委員会を運営し議案審議等に必要の発言を積極的に行っている他、当社の業務監査及び計算書類等の開示書類の監査を行い、公正な意思決定と事業の健全性確保に貢献しております。 |

|       |                  |                                                                                                                                              |
|-------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山本 明彦 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 金融・財務の豊富な経験及び企業経営に関する識見に基づき当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を積極的に行っている他、経営戦略に関する監査を行い、公正な意思決定と事業の健全性確保に適切な役割を果たしております。 |
| 美澤 臣一 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 証券・財務の豊富な経験及び企業経営に関する識見に基づき当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を積極的に行っている他、財務戦略に関する監査を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。        |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                               | 支払額      |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 25,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

各種規程に基づき、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを管理担当部署が行い、その結果をもとに、必要に応じて社内教育、研修を実施するものとする。また、管理担当部署は、監査等委員会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、取締役会に報告するものとする。

内部監査は、代表取締役社長の承認を受け指名された「監査担当者」により計画的に実施するものとしている。

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、「コンプライアンス規程」を制定・施行するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築している。

併せて、法令等違反行為、不正行為に対する監視体制として、取締役及び使用人が直接相談及び通報を行うことのできる社内外窓口を設置しており、不正行為の早期発見・予防・コンプライアンス経営の強化を図っている。

さらに、職場におけるハラスメントを防止することを目的として、「セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関する規程」を策定している。

なお、子会社については「コンプライアンス関連規程」を策定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、保存する。また、これらの保存期間、保存場所等については「文書管理規程」に従い適切に管理を行う。

なお、取締役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失の危険の管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行う。

なお、管理担当部署は、監査等委員会と連携し、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとする。



リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制の確保を図る。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制  
取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用するものとする。また、取締役会において、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行う。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行う。また、当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備するものとする。

さらに、監査等委員である取締役は、子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部門並びに監査等委員会に報告する。また、当社グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行う。

- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、管理担当部署所属の使用人の中から補佐する者を求めることができる。また、当該使用人の異動、評価等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保するものとする。

さらに、選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができる。なお、当該使用人は、指示された職務について取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けないものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する事項

取締役及び管理担当部署は、以下当社及び子会社のコンプライアンスに係る重要事項を定期的に監査等委員会に報告する。

- ① 重要な機関決定事項
- ② 経営状況のうち重要な事項
- ③ 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 取締役及び使用人からの報告事項のうち、コンプライアンスに係る重要事項
- ⑦ その他、コンプライアンス上の重要事項

なお、子会社については、「関係会社管理規程」及び「コンプライアンス関連規程」に基づき、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができるものとする。同窓口は、その内容を速やかに監査等委員会に報告するものとする。

- (8) 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内文書である「内部通報・相談窓口について」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課す。また、いかなる場合においても通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取り扱いを禁止する。

- (9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人、法律顧問と意見交換などを実施できるものとする。

(11) 財務報告に係る業務の適正を確保するための体制

会社法及び金融商品取引法に対応するため、管理担当部署により、当社及び当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価システムを整備し、監査人による監査に備えるものとする。

当事業年度における、当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査等委員と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査等委員に対し、報告を行っております。また、常勤監査等委員は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役等に適時確認しており、その検証結果は監査等委員会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産         | 1,790,834 | 流 動 負 債                 | 560,594   |
| 現金及び預金          | 1,125,761 | 買 掛 金                   | 188,583   |
| 売 掛 金           | 540,532   | 1年内返済予定の長期借入金           | 60,000    |
| そ の 他           | 124,594   | 未 払 法 人 税 等             | 117,062   |
| 貸 倒 引 当 金       | △54       | そ の 他                   | 194,948   |
| 固 定 資 産         | 849,724   | 固 定 負 債                 | 112,435   |
| 有 形 固 定 資 産     | 306,356   | 長 期 借 入 金               | 105,000   |
| 建 物             | 192,596   | そ の 他                   | 7,435     |
| 工具、器具及び備品       | 113,759   | 負 債 合 計                 | 673,029   |
| 無 形 固 定 資 産     | 45,375    | (純資産の部)                 |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 497,991   | 株 主 資 本                 | 1,938,991 |
| 投 資 有 価 証 券     | 117,666   | 資 本 金                   | 351,107   |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 238,321   | 資 本 剰 余 金               | 310,580   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 106,947   | 利 益 剰 余 金               | 1,849,807 |
| そ の 他           | 36,385    | 自 己 株 式                 | △572,504  |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,328    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 17,381    |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 4,179     |
|                 |           | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 13,202    |
|                 |           | 新 株 予 約 権               | 11,155    |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 1,967,528 |
| 資 産 合 計         | 2,640,558 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 2,640,558 |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |           |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 2,751,120 |
| 売 上 原 価                       |         | 864,776   |
| 売 上 総 利 益                     |         | 1,886,343 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 1,397,968 |
| 営 業 利 益                       |         | 488,374   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 22      |           |
| 受 取 配 当 金                     | 140     |           |
| 受 取 手 数 料                     | 1,979   |           |
| 助 成 金 収 入                     | 5,207   |           |
| そ の 他                         | 42      | 7,393     |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 364     |           |
| 為 替 差 損                       | 6,186   |           |
| そ の 他                         | 986     | 7,537     |
| 経 常 利 益                       |         | 488,230   |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 解 約 手 数 料                     | 8,038   | 8,038     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 480,191   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 170,364 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △26,509 | 143,855   |
| 当 期 純 利 益                     |         | 336,335   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 336,335   |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |          |           |          |           |
|--------------------------|---------|----------|-----------|----------|-----------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金    | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当期首残高                    | 351,107 | 310,580  | 1,630,995 | △696,232 | 1,596,451 |
| 当期変動額                    |         |          |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |         |          | 336,335   |          | 336,335   |
| 自己株式の取得                  |         |          |           | △796     | △796      |
| 自己株式の処分                  |         | △117,523 |           | 124,523  | 7,000     |
| 自己株式処分差損の振替              |         | 117,523  | △117,523  |          | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |          |           |          |           |
| 当期変動額合計                  | —       | —        | 218,812   | 123,727  | 342,539   |
| 当期末残高                    | 351,107 | 310,580  | 1,849,807 | △572,504 | 1,938,991 |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                   | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|--------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |           |
| 当期首残高                    | △3,311                | △10,067            | △13,379           | 2      | 1,583,075 |
| 当期変動額                    |                       |                    |                   |        |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |                       |                    |                   |        | 336,335   |
| 自己株式の取得                  |                       |                    |                   |        | △796      |
| 自己株式の処分                  |                       |                    |                   |        | 7,000     |
| 自己株式処分差損の振替              |                       |                    |                   |        | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 7,491                 | 23,269             | 30,761            | 11,152 | 41,913    |
| 当期変動額合計                  | 7,491                 | 23,269             | 30,761            | 11,152 | 384,452   |
| 当期末残高                    | 4,179                 | 13,202             | 17,381            | 11,155 | 1,967,528 |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

JIG-SAW株式会社  
取締役会 御中

**EY新日本**有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前川 伸哉  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JIG-SAW株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JIG-SAW株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b>     |           | <b>(負債の部)</b>   |           |
| <b>流動資産</b>       | 1,530,735 | <b>流動負債</b>     | 560,174   |
| 現金及び預金            | 851,155   | 買掛金             | 195,297   |
| 売掛金               | 540,527   | 1年内返済予定の長期借入金   | 60,000    |
| 前払費用              | 106,353   | 未払金             | 80,428    |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 24,000    | 未払法人税等          | 116,882   |
| その他               | 8,755     | 預り金             | 13,002    |
| 貸倒引当金             | △56       | 前受収益            | 28,050    |
| <b>固定資産</b>       | 1,030,041 | その他             | 66,512    |
| <b>有形固定資産</b>     | 278,876   | <b>固定負債</b>     | 105,000   |
| 建物                | 172,727   | 長期借入金           | 105,000   |
| 工具、器具及び備品         | 106,148   | <b>負債合計</b>     | 665,174   |
| <b>無形固定資産</b>     | 45,375    | <b>(純資産の部)</b>  |           |
| ソフトウェア            | 15,523    | <b>株主資本</b>     | 1,880,268 |
| 商標権               | 5,190     | 資本金             | 351,107   |
| 特許権               | 4,367     | 資本剰余金           | 328,037   |
| その他               | 20,293    | 資本準備金           | 328,037   |
| <b>投資その他の資産</b>   | 705,789   | 利益剰余金           | 1,773,627 |
| 投資有価証券            | 117,666   | その他利益剰余金        | 1,773,627 |
| 関係会社株式            | 193,964   | 繰越利益剰余金         | 1,773,627 |
| 敷金及び保証金           | 230,554   | <b>自己株式</b>     | △572,504  |
| 関係会社長期貸付金         | 24,000    | 評価・換算差額等        | 4,179     |
| 繰延税金資産            | 104,550   | その他有価証券評価差額金    | 4,179     |
| その他               | 36,385    | <b>新株予約権</b>    | 11,155    |
| 貸倒引当金             | △1,331    | <b>純資産合計</b>    | 1,895,602 |
| <b>資産合計</b>       | 2,560,776 | <b>負債・純資産合計</b> | 2,560,776 |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 2,751,110 |
| 売 上 原 価               |         | 887,127   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,863,982 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,406,110 |
| 営 業 利 益               |         | 457,872   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 105     |           |
| 受 取 配 当 金             | 140     |           |
| 受 取 手 数 料             | 10,822  |           |
| 助 成 金 収 入             | 5,207   |           |
| そ の 他                 | 40      | 16,317    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 322     |           |
| 為 替 差 損               | 7,701   |           |
| そ の 他                 | 984     | 9,007     |
| 経 常 利 益               |         | 465,181   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 解 約 手 数 料             | 8,038   | 8,038     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 457,142   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 166,226 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △26,230 | 139,995   |
| 当 期 純 利 益             |         | 317,146   |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |         |               |          |                     |           |
|--------------------------|---------|---------|---------------|----------|---------------------|-----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   |               |          | 利益剰余金               |           |
|                          |         | 資本準備金   | その 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金合計  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 当期首残高                    | 351,107 | 328,037 | —             | 328,037  | 1,574,004           | 1,574,004 |
| 当期変動額                    |         |         |               |          |                     |           |
| 当期純利益                    |         |         |               |          | 317,146             | 317,146   |
| 自己株式の取得                  |         |         |               |          |                     |           |
| 自己株式の処分                  |         |         | △117,523      | △117,523 |                     |           |
| 自己株式処分差損の<br>振替          |         |         | 117,523       | 117,523  | △117,523            | △117,523  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         |               |          |                     |           |
| 当期変動額合計                  | —       | —       | —             | —        | 199,623             | 199,623   |
| 当期末残高                    | 351,107 | 328,037 | —             | 328,037  | 1,773,627           | 1,773,627 |

|                          | 株主資本     |           | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                          | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 当期首残高                    | △696,232 | 1,556,917 | △3,311           | △3,311         | 2      | 1,553,608 |
| 当期変動額                    |          |           |                  |                |        |           |
| 当期純利益                    |          | 317,146   |                  |                |        | 317,146   |
| 自己株式の取得                  | △796     | △796      |                  |                |        | △796      |
| 自己株式の処分                  | 124,523  | 7,000     |                  |                |        | 7,000     |
| 自己株式処分差損の<br>振替          |          | —         |                  |                |        | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |          |           | 7,491            | 7,491          | 11,152 | 18,643    |
| 当期変動額合計                  | 123,727  | 323,350   | 7,491            | 7,491          | 11,152 | 341,994   |
| 当期末残高                    | △572,504 | 1,880,268 | 4,179            | 4,179          | 11,155 | 1,895,602 |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

JIG-SAW株式会社  
取締役会 御中

**EY新日本**有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前川 伸哉  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JIG-SAW株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

JIG-SAW株式会社 監査等委員会

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 監査等委員（社外取締役・常勤） | 茂 呂 眞 印   |
| 監査等委員（社外取締役）    | 山 本 明 彦 印 |
| 監査等委員（社外取締役）    | 美 澤 臣 一 印 |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件（1）

### 1. 提案の理由

当社グループの事業状況を反映するとともに、将来の事業活動の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の記載を整理・統合するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. インターネット・イントラネットのシステム構築支援及び開発</u></p> <p><u>2. データ通信を中心とした通信業</u></p> <p><u>3. コンピューターによる情報ネットワークシステムの企画・開発・設計並びに管理運営に関する業務</u></p> <p><u>4. インターネットを利用した情報ネットワークの企画、構築及び運営</u></p> <p><u>5. コンピューターシステムを利用した情報ネットワークによる情報処理並びに情報提供業務</u></p> <p><u>6. 半導体をベースとしたネットワークサービス</u></p> <p><u>7. コンピュータープログラム及びシステムの設計、開発、製作、販売並びに輸出入業</u></p> <p><u>8. コンピューター及び周辺機器並びに電気・電子通信機器の設計、開発、製造、販売並びに輸出入業</u></p> <p><u>9. 電力供給及び販売その他電気事業</u></p> <p><u>10. インターネットを利用した金融業</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. コンピューター・インターネットのコア技術応用によるビジネスデザイン・ビジネス開発</u></p> <p><u>2. インターネットシステム及び関連機器の企画・開発・設計並びに管理・運営・サポート業務</u></p> <p><u>3. 各種半導体をベースとしたインターネットサービスとライセンス提供業務並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</u></p> <p><u>4. 自動運転・自動制御ソフトウェアのライセンス等提供業務並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</u></p> <p><u>5. 再生医療分野を中心としたソフトウェア・医療機器の開発と販売、ライセンス並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>11. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>12. 労働者派遣事業</p> <p>13. M&amp;Aに関する調査、研究、仲介、斡旋、コンサルティング並びに投資業務</p> <p>14. 有価証券等を含む金融商品の売買、保有及び運用</p> <p>15. 宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、都市開発、海洋開発に関する事業並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント及び自動制御</p> <p>16. 再生医療分野を中心とした医薬品、医薬部外品、試薬及びこれらに関連する化学工業製品の販売及び輸出入</p> <p>17. 再生医療分野を中心とした医療用機械器具、医療用品、その他医療機器の開発、製造、販売及び輸出入並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</p> <p>18. 前各号に附随する事業</p> | <p>6. 宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、都市開発、海洋開発に関する事業並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント及び自動制御</p> <p>7. インターネットを利用した金融業</p> <p>8. 有価証券等を含む金融商品の売買、保有及び運用</p> <p>9. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>10. 労働者派遣事業</p> <p>11. M&amp;Aに関する調査、研究、仲介、斡旋、コンサルティング並びに投資業務</p> <p>12. 前各号に附随する事業</p> |

## 第2号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

2021年6月16日に、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の要件の下、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます）を開催することが可能となりました。

そこで、伝染病や感染症の大流行、大規模災害の発生等により、株主総会の場所を設けて株主総会を開催することが適切でないとして取締役会が総合的に判断した場合には、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、下記2のとおり、定款の一部変更をお願いするものであります。

なお、本議案による定款の一部変更は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の定めにより、本株主総会の決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力が生じるものとします。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p><br><p>(新設)</p> | <p>(招集の時期等)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>(2) 当会社は、自然災害を含む天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第3条 第13条(招集の時期)の変更は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> |

## 第3号議案 定款一部変更の件(3)

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定が2022年中に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、下記2のとおり、定款の一部変更をお願いするものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2) 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第4条 現行定款第15条の規定の削除及び変更案第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、現行定款第15条は、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>(3) 本条は、前項で定めるいずれか遅い日の経過後にこれを削除する。</p> |

#### 第4号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

現在の監査等委員でない取締役（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1                                                                                                                    | やまかわ ますなる<br>山 川 真 考<br>(1967年2月1日生) | 1989年4月 ㈱リクルート 入社<br>2000年4月 トランス・コスモス(㈱) 入社<br>2002年6月 同社 取締役<br>2005年5月 アイビー・テレコム(㈱) (現 当社) 取締役<br>2008年9月 当社 代表取締役社長 (現任)                                  | 925,000株      |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                   |                                      |                                                                                                                                                               |               |
| <p>山川真考氏は、経営者としての豊富な知識を有し、2008年に当社代表取締役に就任以後、広い視野と先見性をもって当社グループの経営を牽引しており、当社の成長に貢献していると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                      |                                                                                                                                                               |               |
| 2                                                                                                                    | すずき ひろみち<br>鈴 木 博 道<br>(1983年8月20日生) | 2006年4月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>2009年8月 公認会計士登録<br>2012年8月 当社 入社<br>2012年11月 当社 経営管理ユニット長<br>2013年7月 当社 取締役 経営管理ユニット長<br>2015年9月 当社 取締役 コーポレート担当 (現任) | 44,500株       |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                   |                                      |                                                                                                                                                               |               |
| <p>鈴木博道氏は、財務・会計、法務、人事、総務における豊富な経験を有し、2015年に当社取締役に就任以後、当社コーポレート部門の強化に貢献していると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>             |                                      |                                                                                                                                                               |               |
| 3                                                                                                                    | しが たいせい<br>志 賀 太 生<br>(1973年7月9日生)   | 1998年4月 ㈱エスイーシー 入社<br>2004年4月 アイビー・テレコム(㈱) (現 当社) 入社<br>2006年5月 アイビー・テレコム(㈱) 取締役<br>2008年9月 当社 取締役<br>2015年9月 当社 取締役 データコントロール・研究開発担当 (現任)                    | 35,000株       |
| <b>取締役候補者とした理由</b>                                                                                                   |                                      |                                                                                                                                                               |               |
| <p>志賀太生氏は、研究開発部門、技術部門における豊富な経験を有し、2008年に当社取締役に就任以後、当社テクノロジー部門の発展に貢献していると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>                |                                      |                                                                                                                                                               |               |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主や第三者などから損害賠償請求がなされた場合、被保険

者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。被保険者である当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定し、被保険者による故意の法令違反行為などに起因する損害等は、補填の対象外としております。保険料は、全額当社負担とし、1年毎に契約更新を予定しております。本議案全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には、現在と同内容での役員等賠償責任保険契約の更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                     | もろまこと<br>茂呂真<br>(1961年3月4日生)      | 1983年4月 東武鉄道㈱ 入社<br>1985年9月 第二電電㈱(現 KDDI ㈱) 入社<br>1997年4月 トランス・コスモス㈱ 入社 企画管理部長<br>1998年6月 同社 取締役 社長室長<br>2003年10月 ㈱ナガセ 入社 情報システム部長<br>2008年7月 同社 上級執行役員 こども英語塾本部長兼情報システム部長<br><br>2014年3月 当社 常勤監査役<br>2014年10月 ㈱メディアシーク 社外監査役<br>2016年3月 当社 取締役 監査等委員(現任)<br>2016年5月 協立情報通信㈱ 社外監査役(現任) | 1,100株        |
| <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>茂呂真氏は、戦略的投資や事業開発等の経験及び財務会計に関する高い知見があることから、今後も当社の経営に対して客観的な監査を行っていただくことが期待できると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |
| 2                                                                                                                                                                                                                     | やまもとあきひこ<br>山本明彦<br>(1958年1月10日生) | 1980年4月 ㈱北海道銀行 入行<br>1999年8月 同行 旭ヶ丘支店支店長<br>2000年7月 ㈱ソフトフロント 入社<br>2001年10月 同社 取締役<br>2005年9月 山本コンサルティングオフィス 代表(現任)<br>2006年12月 アイビー・テレコム㈱(現 当社) 監査役<br>2013年5月 ㈱サッポロドラッグストアー(現 サツドラホールディングス㈱) 社外監査役<br>2016年3月 当社 取締役 監査等委員(現任)<br>2020年8月 サツドラホールディングス㈱ 社外取締役 監査等委員(現任)              | 5,000株        |
| <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>山本明彦氏は、金融・財務の豊富な経験及び企業経営に関する知見を当社監査に活かしていただくことが期待できると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>                         |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | みさわ しんいち<br>美澤 臣 一<br>(1960年6月22日生) | 1984年4月 西武建設㈱ 入社<br>1989年4月 大和証券㈱ (現 ㈱大和証券グループ本社) 入社<br>1997年7月 ディー・ブレイン証券㈱設立 代表取締役社長<br>1999年7月 トランス・コスモス㈱ 入社<br>事業企画開発本部長<br>2002年10月 同社 専務取締役<br>2004年4月 同社 専務取締役CFO (最高財務責任者)<br>2006年5月 コ・クリエーションパートナーズ㈱<br>代表取締役 (現任)<br>2008年9月 ㈱マクロミル 社外取締役<br>2009年7月 ㈱フロンティアインターナショナル 社外監査役 (現任)<br>2011年7月 ㈱ザッパラス 社外取締役 (現任)<br>2013年6月 ミナトエレクトロニクス㈱ (現 ミナトホールディングス㈱) 社外監査役<br>2014年3月 当社 監査役<br>2015年6月 Kudan㈱ 社外取締役<br>2016年3月 当社 取締役 監査等委員 (現任)<br>2019年12月 ㈱ワンキャリア 社外監査役 (現任)<br>2020年6月 Kudan㈱ 社外取締役 監査等委員 (現任) | 13,500株       |

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

美澤臣一氏は、証券・財務の豊富な経験及び企業経営に関する知見を当社監査に活かしていただくことが期待できると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 茂呂眞氏、山本明彦氏及び美澤臣一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、茂呂眞氏、山本明彦氏及び美澤臣一氏を、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して、株主や第三者などから損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。被保険者である当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する金額について限度額を設定し、被保険者による故意の法令違反行為などに起因する損害等は、補填の対象外としております。保険料は、全額当社負担とし、1年毎に契約更新を予定しております。本議案全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各取締役候補者が取締役を選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には、現在と同内容での役員等賠償責任保険契約の更新を予定しております。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北5条西2丁目5番地  
JRタワーホテル日航札幌  
36階スカイバンケットルーム「たいよう」



J R札幌駅 東改札南口より徒歩3分  
地下鉄東豊線 さっぽろ駅北改札口より徒歩3分  
南北線 さっぽろ駅北改札口より徒歩5分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。